

A-1 株式等の相続手続きのご案内

三井住友信託銀行 証券代行部

相続手続きに際し、事前に本ご案内をご一読いただき、お手続きの流れ・必要書類等をご確認ください。必要書類のご準備からお手続き完了までに、一定のお時間をいただいておりますので、あらかじめご了承ください。

目次

1. 法定相続人について [1~2 ページ](#)
2. 法定相続情報証明制度について [3~4 ページ](#)
3. 戸籍謄本について [5~6 ページ](#)
4. ご注意事項 [7~8 ページ](#)
5. お手続きの流れ<フロー図> [9~10 ページ](#)
6. 必要書類について<ケース毎> [11~24 ページ](#)
7. よくあるご質問 [25~26 ページ](#)

当社でのお手続き対象

- 当社に開設された「特別口座^(※)」にある上場会社の株式等のご相続
- 当社が株主名簿管理人の未上場会社の株式等のご相続
- 受け取りが完了していない配当金等のご相続

(※)「特別口座」とは、株券電子化実施時(2009年(平成21年)1月5日実施)に株券を証券会社に預託していなかった株主様の権利を保全するために発行会社の申出により株主様名義で開設した口座です。証券会社で開設する「特定口座」とは異なりますのでご注意ください。なお、証券会社で保有の株式については、お取引の証券会社にお問い合わせのうえ、お手続きください。

書類郵送先

必要書類を簡易書留郵便等で、当社証券代行部までご郵送ください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4
三井住友信託銀行 証券代行部

※上記郵送先では、ご来店による受付は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご提出いただいた書類を確認した結果、別途、不足書類等のご提出をお願いする場合がございます。

相続手続きに関して、ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部
 0120-782-031

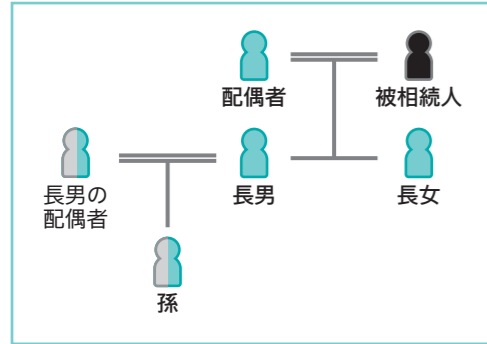
受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

1. 法定相続人について

法定相続人とは、「民法に定められた相続する権利をお持ちの方」のことをいいます。

- 被相続人の配偶者は、他の相続人とともに、常に法定相続人になります。
- 被相続人の『子』『父母・祖父母等（直系尊属）』『兄弟姉妹』は、次の順位で法定相続人になります。

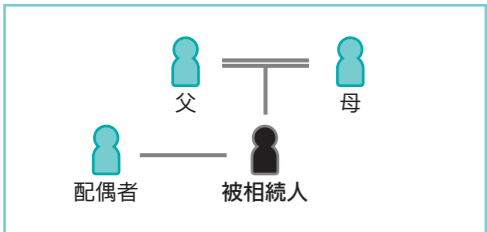
第1順位 被相続人の『子』



相続できる 場合によって相続できる

- 『子』がいる場合は、『配偶者』と『子』が法定相続人になります。
※左図では、配偶者と長男、長女が法定相続人になります。
※『子』がいる場合、『父母、祖父母等（直系尊属）』『兄弟姉妹』は法定相続人になりません。
- 法定相続人になるはずであった『子』が、被相続人より先に死亡している場合は、死亡した『子』の『子』（被相続人の孫）が法定相続人になります。《代襲相続》
※左図で長男が死亡していた場合、『孫』が法定相続人になります。
- 法定相続人であった『子』が、被相続人の相続協議中に死亡した場合は、2次相続が発生したことになり、『子』の法定相続人も、被相続人の法定相続人となります。《数次相続》
※左図で長男が被相続人の相続協議中に死亡した場合、『長男の配偶者』・『孫』も法定相続人になります。

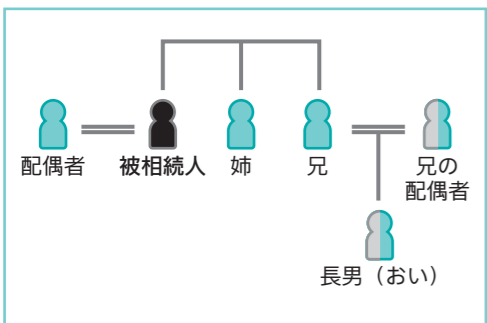
第2順位 被相続人の『父母・祖父母等（直系尊属）』



相続できる 場合によって相続できる

- 『子』がいない場合は、『配偶者』と『父母・祖父母等（直系尊属）』が法定相続人になります。
※左図では、配偶者と父、母が法定相続人になります。
※父母が先に死亡している場合、祖父母がいれば祖父母が法定相続人になります。
※『子』がいない場合でも『父母、祖父母等（直系尊属）』がいる場合は、『兄弟姉妹』は法定相続人になりません。

第3順位 被相続人の『兄弟姉妹』

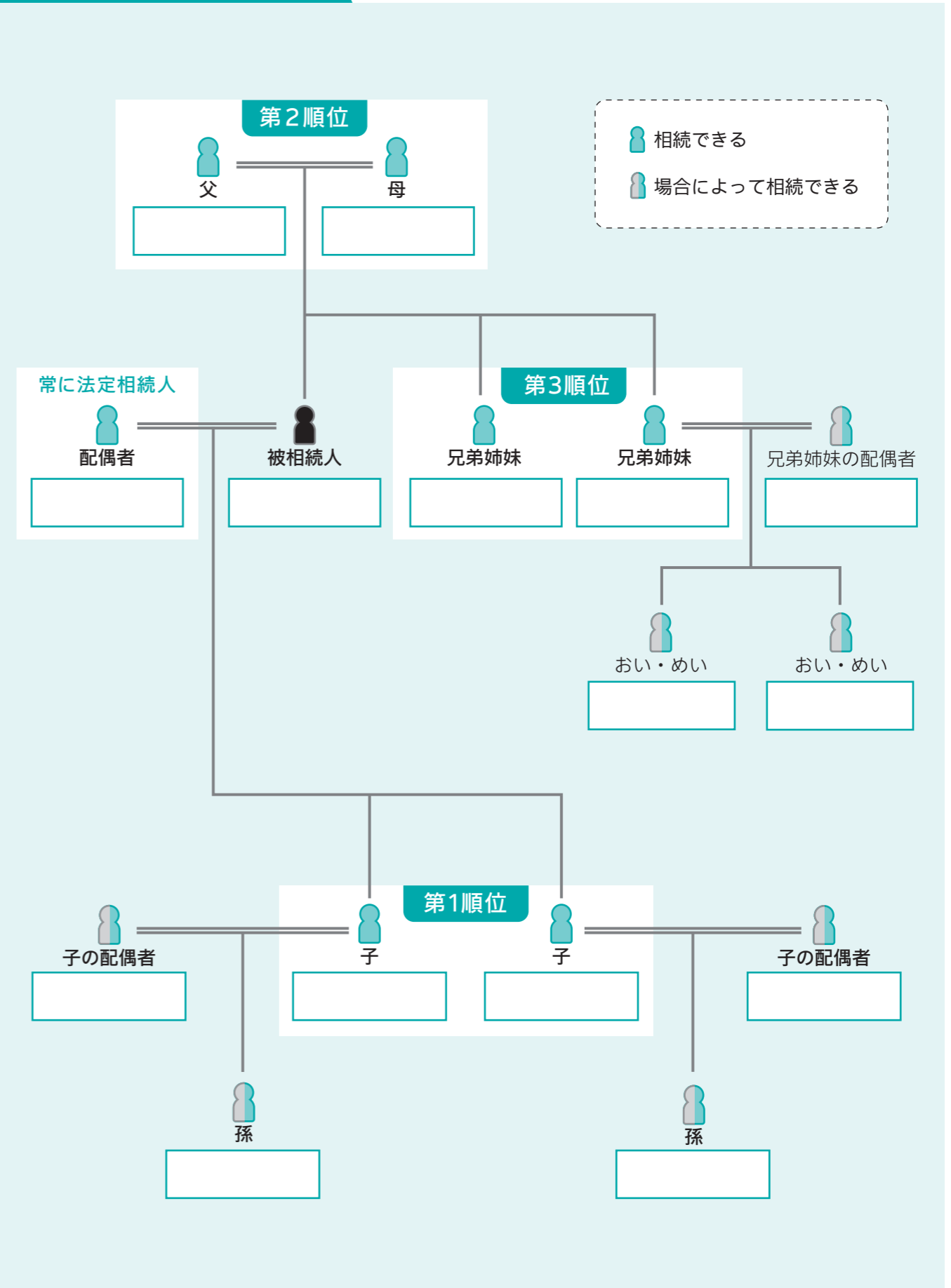


相続できる 場合によって相続できる

- 『子』『父母・祖父母等（直系尊属）』がいない場合は、『配偶者』と『兄弟姉妹』が法定相続人になります。
※左図では、配偶者と兄、姉の3人が法定相続人になります。
- 法定相続人になるはずであった『兄弟姉妹』が、被相続人より先に死亡している場合は、死亡した『兄弟姉妹』の『子』（被相続人のおい・めい）が法定相続人になります。《代襲相続》
※左図で兄が先に死亡していた場合、『長男(おい)』が法定相続人になります。
※おい・めいが被相続人より先に死亡していた場合、おい・めいの子は法定相続人になりません。（代襲相続は認められません。）
- 法定相続人であった『兄弟姉妹』が、被相続人の相続協議中に死亡した場合は、2次相続が発生したことになり、『兄弟姉妹』の法定相続人も、被相続人の法定相続人となります。《数次相続》
※左図で兄が被相続人の相続協議中に死亡した場合、『兄の配偶者』・『長男(おい)』も法定相続人になります。

法定相続人の範囲表

に名前を記入し、実際のケースに当てはめてご確認ください。



2. 法定相続情報証明制度について

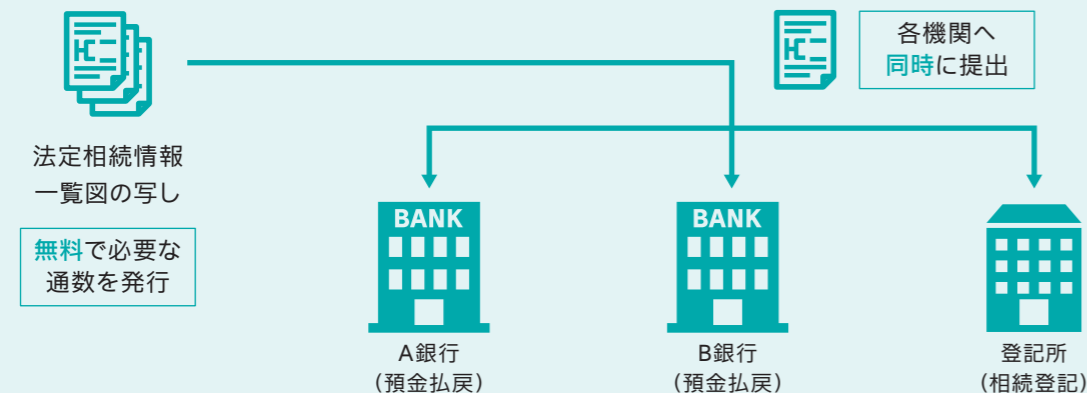
法定相続情報証明制度は、法務省が不動産登記手続きの促進を目的に、2017年5月29日から開始した制度です。

本制度では、相続人等が法務局（登記所）に対して所定の手続きを行うことにより、法定相続人の証明となる「法定相続情報一覧図の写し」の交付を受けることができます。

💡 「法定相続情報一覧図の写し」のご利用には、以下のメリットがあります。

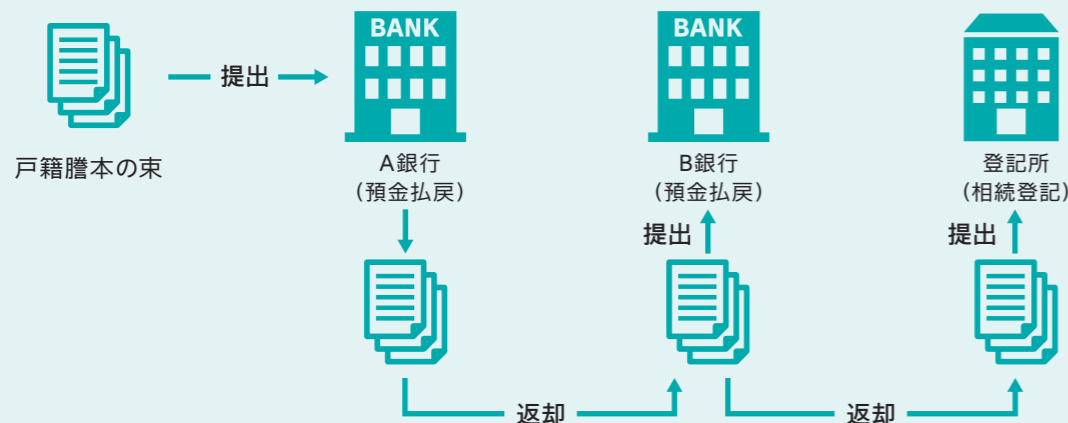
ご利用される場合

- 各機関での相続手続きの際に必要な戸籍謄本の束の代わりにして使用できるため、各機関への戸籍謄本の提出・返却の負担および紛失のリスクが軽減されます。
- 必要通数の交付（無料）を受けられることができるため、各機関での相続手続きを同時に進めることができ、手続きの早期化につながります。
- 各機関では、戸籍謄本の束を確認する時間がなくなり、1つの相続手続きに係る時間の短縮が期待されます。



ご利用されない場合

- 被相続人の戸籍謄本の束を各機関へ提出・返却の繰り返しが必要になるため、時間を要します。
- 各相続手続ごとに必要な書類が異なり不備となる場合があります。



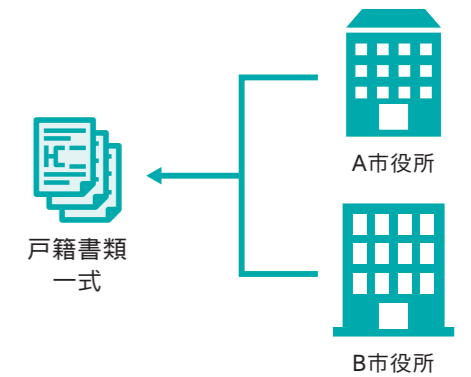
制度の詳細、お手続き方法につきましては、法務局ホームページ等をご参照ください。
 法務局ホームページ：<https://houmukyoku.moj.go.jp> スマホからアクセス ▶



取得の流れ

① 登記所への交付の申出（法定相続人又は代理人）

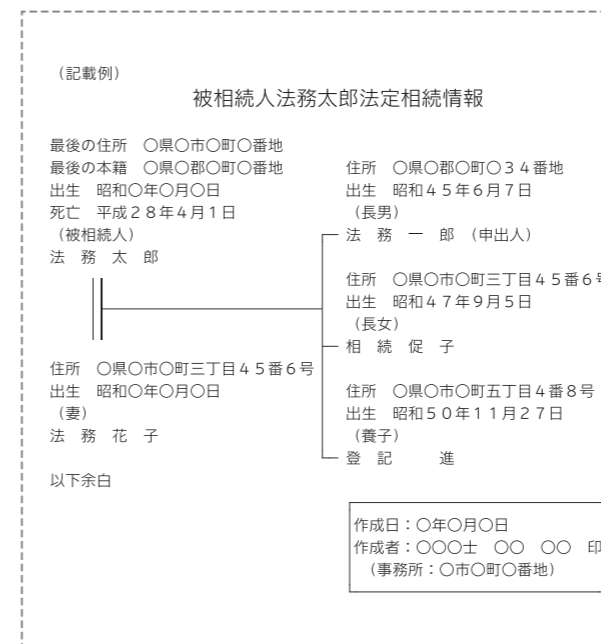
- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。
戸籍謄本等の必要書類は法務局へご確認ください。
- ①-4 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付および戸籍謄本等の返却を受けます。



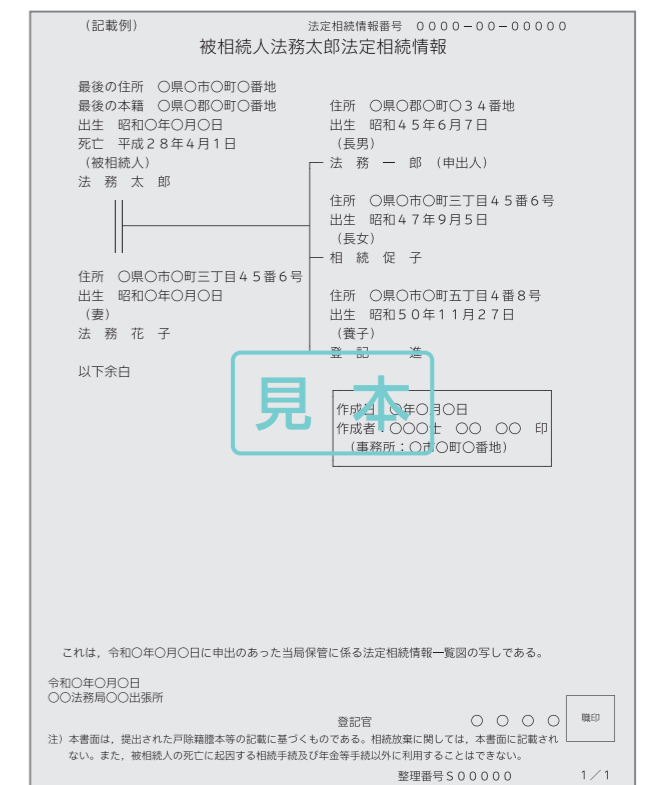
② 利用

相続手続きの際、戸籍の束の代わりにご提出ください。

①-2 法定相続情報一覧図の作成イメージ （作成方法は法務局へご確認ください。）



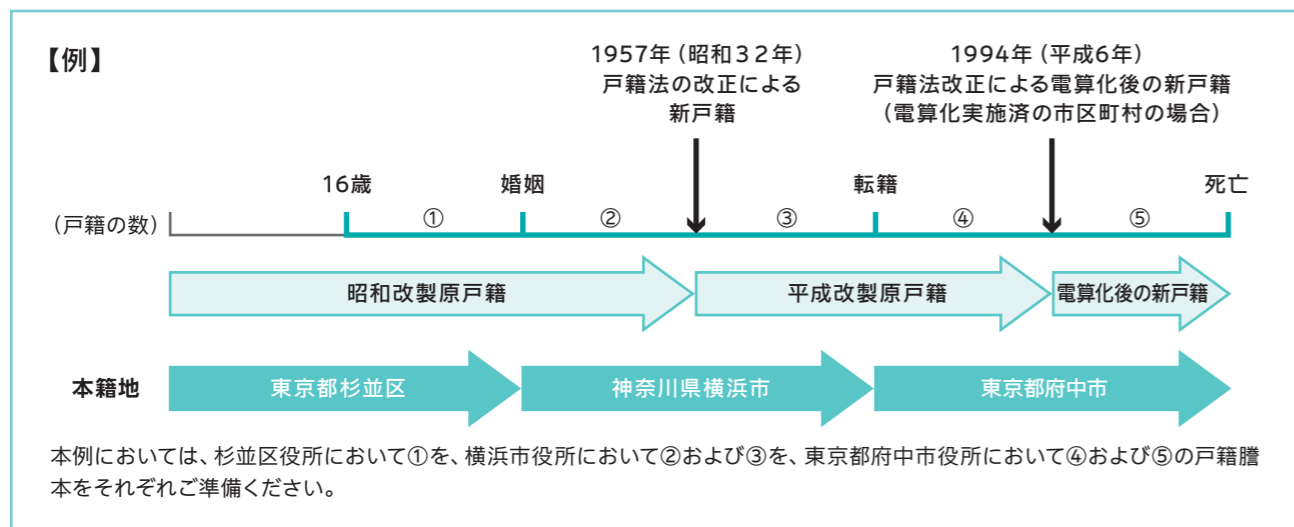
①-4 法定相続情報の交付イメージ



3. 戸籍謄本について

1 被相続人の戸籍謄本

- 本籍地の市区町村の役所・役場で発行されます。
- 亡くなられた方の16歳～死亡までの連続した戸籍謄本をお取り寄せください。
※電算化された戸籍の場合、戸籍謄本は「戸籍全部事項証明」、除籍謄本は「除籍全部事項証明」となりますが、本ご案内では、「戸籍謄本」と記載しておりますのでご注意ください。
※亡くなられた方の死亡日が確認できる戸籍謄本をご提出ください。
- 次に該当する場合は、旧戸籍から新戸籍に切替わっていますので、新・旧両方の戸籍謄本をお取り寄せください。(旧戸籍は旧戸籍の本籍地の市町村の役所・役場で発行されます。)
 - ・本籍地を変更したとき
 - ・婚姻や養子縁組のために別戸籍に編入したとき
 - ・法改正による戸籍簿の改製がなされたとき(改製前の戸籍を「改製原戸籍(原戸籍)」といいます)



2 相続人の戸籍謄本

下記に該当する場合は提出不要です。

- 被相続人の同一戸籍にいる方
- 被相続人の戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方
※現在の姓が婚姻時と異なる場合は現在の戸籍抄本をご提出ください。

3 別途、戸籍謄本が必要となる場合

相続人異動がある場合は反映した戸籍謄本を提出ください。

- (1) 相続人である子が既に死亡されており、孫(代襲相続人)が相続人となる場合
 - ・相続人になるはずであった子の16歳から死亡までの連続した戸籍謄本
- (2) 直系卑属(子・孫・曾孫)・直系尊属(父母・祖父母)がなく兄弟姉妹が相続人となる場合
 - ・亡くなられた方の父母の16歳から死亡までの連続した戸籍謄本
 - ・直系卑属・直系尊属がないことが確認できる戸籍謄本
- (3) (2)の場合に相続人である兄弟姉妹が既に亡くなられており、その子であるおい・めい(代襲相続人)が相続人となる場合
 - ・亡くなられた方の父母の16歳から死亡までの連続した戸籍謄本
 - ・相続人になるはずであった兄弟姉妹の16歳から死亡までの連続した戸籍謄本
 - ・直系卑属・直系尊属がないことが確認できる戸籍謄本
- (4) 被相続人が亡くなられた後、相続手続きをする前に相続人が亡くなられた場合
 - ・亡くなられた相続人の16歳から死亡までの連続した戸籍謄本

! ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

MEMO

4. ご注意事項

1 配当金の受取方法について株式数比例配分方式(証券会社の口座でお受取り)を選択している場合、相続手続きにより株式を承継することで、株式数比例配分方式の設定が解除されることがあります。

設定が解除されますと、NISA口座における配当金等の非課税扱いが受けられなくなりますので、NISA口座をご利用の方は特にご注意ください。

- 被相続人が特別口座^(※)で株式を保有している場合で、かつ相続開始(被相続人の死亡)の日が振替制度移行日(2009年1月5日。それ以降に上場した場合は当該上場日)より前の場合は、株式を承継する相続人の名義で特別口座が開設されます。

(※)特別口座は、株券電子化(2009年1月5日実施)の前に証券会社を通じて証券保管振替機構に株券を預託されなかった株主さま等の権利を保護するために、発行会社により信託銀行等に開設された口座です。また、株券電子化後に上場した会社の株主さまのうち、株式の記録先口座として証券会社に口座を開設されなかった場合、株式は特別口座で管理されます。

- 特別口座が開設されている場合は、証券会社の一般口座で株式数比例配分方式での配当金受取を選択できないなど、振替制度上の制約がありますので、株式数比例配分方式をご利用の場合は、一般口座への振替(单元未満株式については買取請求も可)により、特別口座を閉鎖する必要があります。

- なお、NISA口座で配当金の非課税扱いを受けるには、配当金受取方法を株式数比例配分方式にする必要があります(他の受取方法では、税制上、非課税扱いは受けられません)。相続手続きにより特別口座が開設された場合、あらためて非課税扱いを受けるには、特別口座を閉鎖(弊社でのお手続きとなります)した上で、配当基準日までに株式数比例配分方式を選択する手続き(証券会社でのお手続きとなります)を済ませることが必要となります。

2 ご提出いただく必要書類について

必要書類はすべて原本をご提出ください。

「遺言書」「遺産分割協議書」「調停調書または審判書」は当社で写しを取り原本は返却いたします。

その他書類は、事前にお申出がなければ原本を返却いたしません。原本の返却をご希望の場合は、本ご案内に同封の「戸籍謄本等の返却について」にご返送先をご記入のうえ、必要書類と併せてご提出ください。

ご提出書類到着日より1週間程度でご送付いたします。

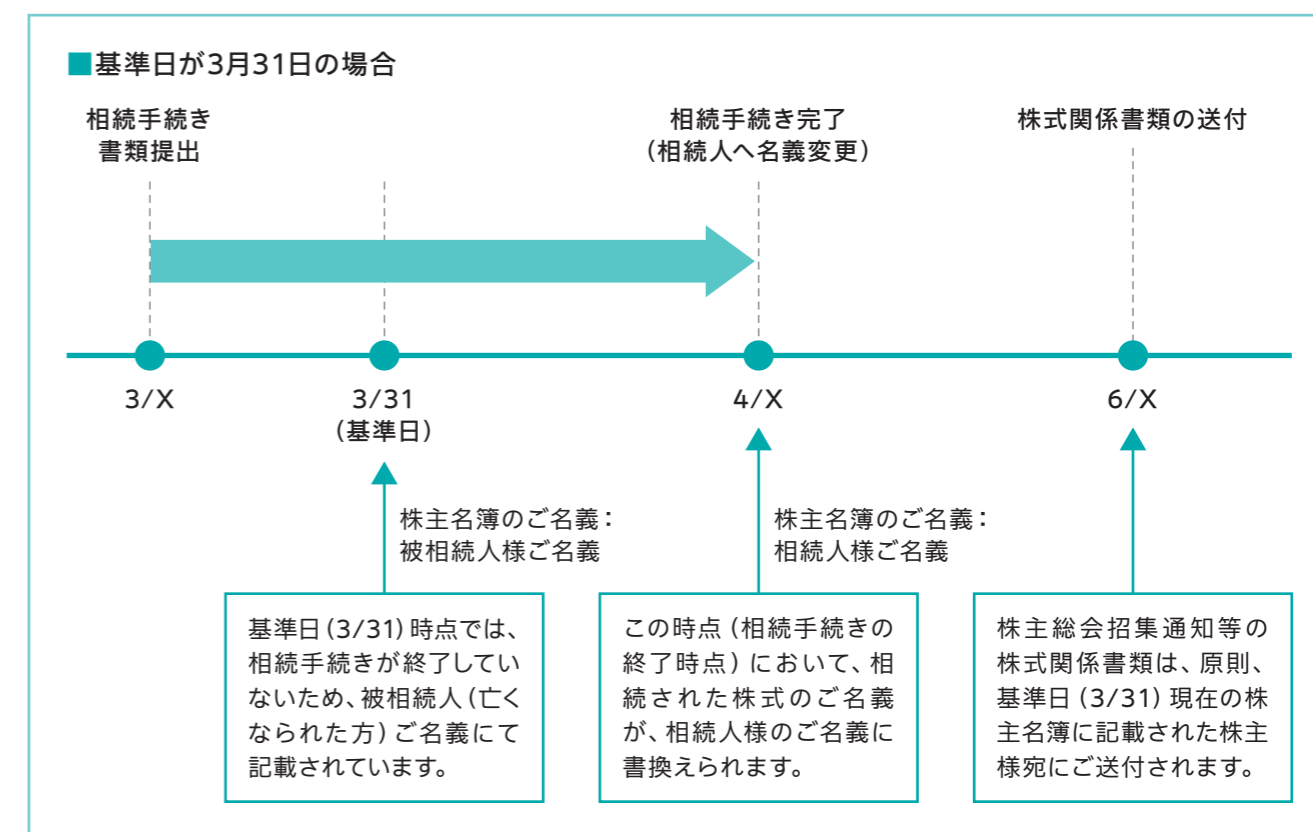
3 相続手続き完了後に被相続人名義の株式関係書類が送付される場合があります。

配当金書類を含む株式関係書類は、基準日現在の株主名簿に記載された株主様へ送付されます。

このため、株式等の相続手続きの時期によっては、相続人(新名義人)へ名義変更が完了していても、配当金が被相続人(亡くなられた方)あてに郵送されることがあります。

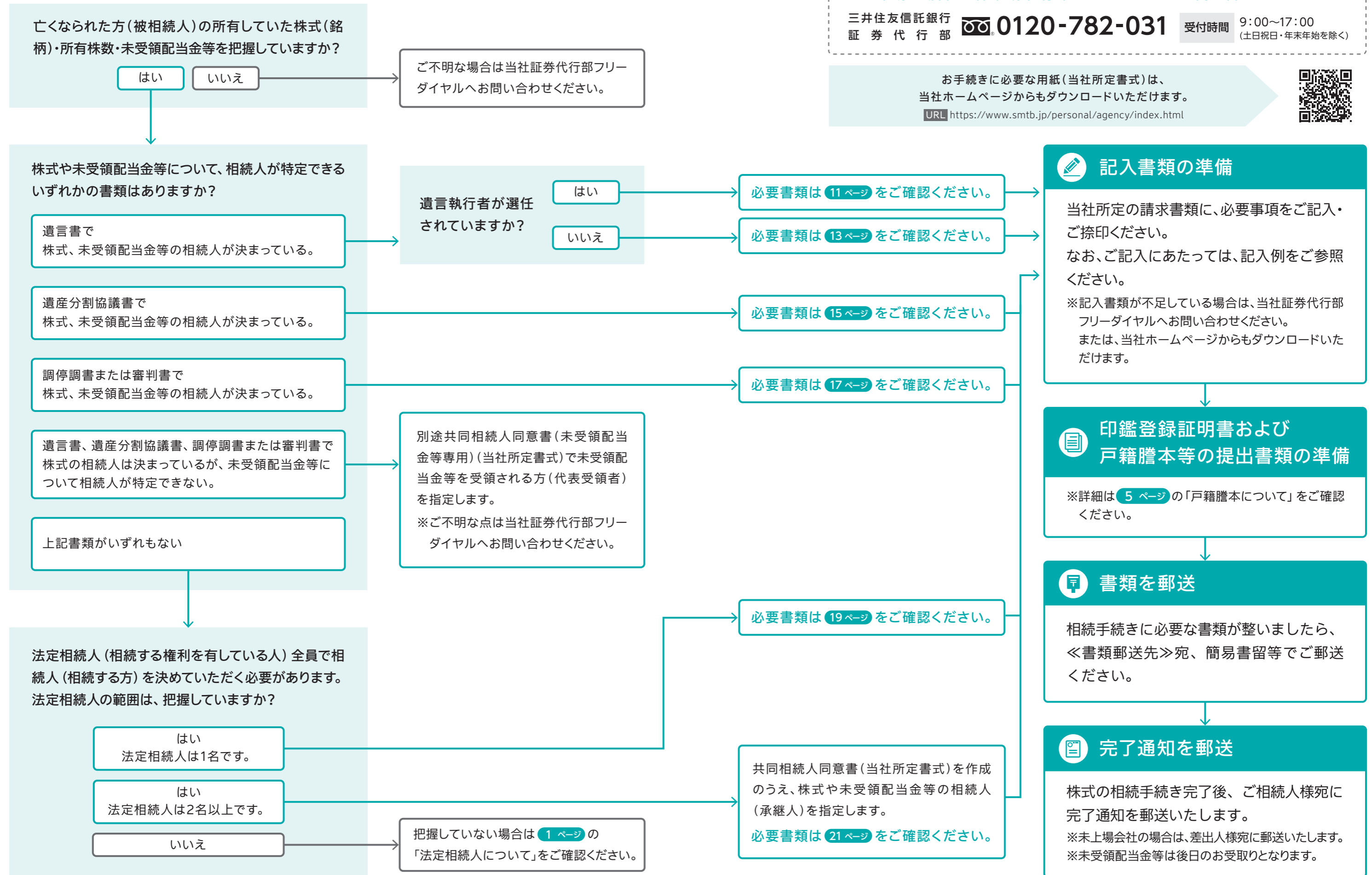
配当金のお受け取り書類として、被相続人ご名義の「ゆうちょ銀行振替払出証書」が送付された場合、お受け取りの方法等につきましては、一度、お近くのゆうちょ銀行または郵便局へお受取方法等についてお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。



5. お手続きの流れ

相続手続きをする前に、以下の<フロー図>にて流れをご確認ください。



ご不明な場合は当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部 **0120-782-031** 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

お手続きに必要な用紙(当社所定書式)は、当社ホームページからもダウンロードいただけます。
URL <https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>



6-1. 遺言書あり遺言執行者が選任されている場合

必要書類

1 請求書類

相続手続きには、次のいずれかの請求書が必要です。
被相続人の亡くなった日、相続手続き後相続人が株式を所有し続けるか、相続手続き後売却希望かによって、記入書類が異なります。

<p>(1) 2009年(平成21年) 1月4日以前※1に 亡くなられた場合</p>	<ol style="list-style-type: none">1 必須 「一般承継(相続)による特別口座開設および振替請求書(失念救済請求書)」2 必須 「株主票」3 「口座振替申請書」※ 相続手続きと同時に証券会社の口座へ株式の振替をご希望の場合にご提出ください。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。4 「単元未満株式買取請求書・取次依頼書」※ 単元未満株式の売却をご希望の場合は併せてご提出ください。 <p>※当社が特別口座を管理していない場合は、同時にお手続きできません。 別途、特別口座口座管理機関でのお手続きとなりますので、ご注意ください。</p>
<p>(2) 2009年(平成21年) 1月5日以降※2に 亡くなられた場合</p>	<p>下記の1・2のどちらかが必須になります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「一般承継(相続)による口座振替申請書」 相続人名義の証券会社口座へ株式を振替えます。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。2 「相続による単元未満株式買取請求書・取次依頼書」 相続手続きと同時に単元未満株式の売却を希望の場合ご提出ください。

※1 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日の前日となります。

※2 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日となります。

<p>(3) 未上場会社の場合</p>	<ol style="list-style-type: none">株券発行会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票」株券廃止会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票(株券廃止会社用)」
-------------------------	--

2 株券

未上場会社で株券が発行されている場合は、ご提出ください。
なお、株券返送料金相当分の切手の同封をお願いします。

3 遺言書

- 公正証書の場合は、「正本または謄本」をご提出ください。
- 自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合、家庭裁判所の検認を受けただうえで「遺言書」と「遺言検認調書」または「検認済証明書」を併せてご提出ください。

ご注意 遺言書にて、未受領配当金等の受領者が特定できない場合は、別途「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」を作成のうえ、受領者をご指定いただく必要があります。ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

4 配当金書類

お手元に「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」をお持ちの場合は、表面に受領される方の実印をご捺印のうえ、裏面に受取方法をご記入いただき、併せてご提出ください。

※「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」にて未受領配当金等を代表で受領される方および受取方法のご指定をいただく場合は、「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」へのご捺印および受取方法のご記入は不要です。

5 亡くなられた方(被相続人)の死亡が確認できる戸籍謄本

6 受遺者の印鑑登録証明書 (発行後6ヶ月以内)

7 遺言執行者の印鑑登録証明書 (発行後6ヶ月以内)

8 遺言執行者選任に関する審判書謄本 (遺言執行者が家庭裁判所で選任された場合)

！ 注意事項

- 必要書類はすべて原本をご提出ください。
- 上記必要書類以外に別途お手続き書類が必要なケースがあります。詳細は [23ページ](#) および [24ページ](#) をご確認ください。

6-2. 遺言書あり遺言執行者が選任されていない場合

必要書類

1 請求書類

相続手続きには、次のいずれかの請求書が必要です。
被相続人の亡くなった日、相続手続き後相続人が株式を所有し続けるか、相続手続き後売却希望かによって、記入書類が異なります。

<p>(1) 2009年(平成21年) 1月4日以前※1に 亡くなられた場合</p>	<ol style="list-style-type: none">1 必須 「一般承継(相続)による特別口座開設および振替請求書(失念救済請求書)」2 必須 「株主票」3 「口座振替申請書」※ 相続手続きと同時に証券会社の口座へ株式の振替をご希望の場合にご提出ください。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。4 「単元未満株式買取請求書・取次依頼書」※ 単元未満株式の売却をご希望の場合は併せてご提出ください。 <p>※当社が特別口座を管理していない場合は、同時にお手続きできません。 別途、特別口座口座管理機関でのお手続きとなりますので、ご注意ください。</p>
<p>(2) 2009年(平成21年) 1月5日以降※2に 亡くなられた場合</p>	<p>下記の1・2のどちらかが必須になります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「一般承継(相続)による口座振替申請書」 相続人名義の証券会社口座へ株式を振替えます。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。2 「相続による単元未満株式買取請求書・取次依頼書」 相続手続きと同時に単元未満株式の売却を希望の場合ご提出ください。

※1 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日の前日となります。

※2 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日となります。

<p>(3) 未上場会社の場合</p>	<ol style="list-style-type: none">1 株券発行会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票」2 株券廃止会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票(株券廃止会社用)」
-------------------------	--

2 株券

未上場会社で株券が発行されている場合は、ご提出ください。
なお、株券返送料金相当分の切手の同封をお願いします。

3 遺言書

- 公正証書の場合は、「正本または謄本」をご提出ください。
- 自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合、家庭裁判所の検認を受けたうえで「遺言書」と「遺言検認調書」または「検認済証明書」を併せてご提出ください。

ご注意 遺言書にて、未受領配当金等の受領者が特定できない場合は、別途「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」を作成のうえ、受領者をご指定いただく必要があります。ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

4 配当金書類

お手元に「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」をお持ちの場合は、表面に受領される方の実印をご捺印のうえ、裏面に受取方法をご記入いただき、併せてご提出ください。

※「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」にて未受領配当金等を代表で受領される方および受取方法のご指定をいただく場合は、「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」へのご捺印および受取方法のご記入は不要です。

5 亡くなられた方(被相続人)の死亡が確認できる戸籍謄本

6 受遺者の印鑑登録証明書 (発行後6ヶ月以内)

！ 注意事項

- 必要書類はすべて原本をご提出ください。
- 上記必要書類以外に別途お手続き書類が必要なケースがあります。詳細は [23ページ](#) および [24ページ](#) をご確認ください。

6-3. 法定相続人が2名以上の場合（遺産分割協議書）

必要書類

1 請求書類

相続手続きには、次のいずれかの請求書が必要です。
被相続人の亡くなられた日、相続手続き後相続人が株式を所有し続けるか、相続手続き後売却希望かによって、記入書類が異なります。

(1) 2009年(平成21年) 1月4日以前※1に 亡くなられた場合	<ol style="list-style-type: none">1 必須 「一般承継(相続)による特別口座開設および振替請求書(失念救済請求書)」2 必須 「株主票」3 「口座振替申請書」※ 相続手続きと同時に証券会社の口座へ株式の振替をご希望の場合にご提出ください。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。4 「単元未満株式買取請求書・取次依頼書」※ 単元未満株式の売却をご希望の場合は併せてご提出ください。 <p>※当社が特別口座を管理していない場合は、同時にお手続きできません。 別途、特別口座口座管理機関でのお手続きとなりますので、ご注意ください。</p>
(2) 2009年(平成21年) 1月5日以降※2に 亡くなられた場合	<p>下記の1・2のどちらかが必須になります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「一般承継(相続)による口座振替申請書」 相続人名義の証券会社口座へ株式を振替えます。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。2 「相続による単元未満株式買取請求書・取次依頼書」 相続手続きと同時に単元未満株式の売却を希望の場合ご提出ください。

※1 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日の前日となります。

※2 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日となります。

(3) 未上場会社の場合	<ol style="list-style-type: none">株券発行会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票」株券廃止会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票(株券廃止会社用)」
-----------------	--

2 株券

未上場会社で株券が発行されている場合は、ご提出ください。
なお、株券返送料金相当分の切手の同封をお願いします。

3 遺産分割協議書

ご提出の前に必ず遺産分割協議書の記載内容をご確認ください。

ご注意 遺産分割協議書にて、未受領配当金等の受領者が特定できない場合は、別途「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」を作成し、法定相続人全員が署名・捺印のうえ、受領者をご指定いただく必要があります。
ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

4 配当金書類

お手元に「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」をお持ちの場合は、表面に受領される方の実印をご捺印のうえ、裏面に受取方法をご記入いただき、併せてご提出ください。

※「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」にて未受領配当金等を代表で受領される方および受取方法のご指定をいただく場合は、「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」へのご捺印および受取方法のご記入は不要です。

5 戸籍謄本等

次のいずれかをご提出ください。

(1) 戸籍謄本等	<ul style="list-style-type: none">● 亡くなられた方(被相続人)の戸籍謄本(16歳～死亡までの連続したもの)● 法定相続人の戸籍謄本(※以下の場合は不要です) 被相続人の同一戸籍にいる方、被相続人の戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方
(2) 法定相続情報一覧図の写し	戸籍謄本に代わりご利用いただけます。詳細は 3 ページ をご確認ください。 遺産分割協議時点の法定相続人全員が確認できるものをご提出ください。 ※「法定相続情報一覧図」の内容に変更が生じた場合、(法定相続人のうちのどなたかが亡くなった場合など)は変更内容が確認できる戸籍謄本等の提出が आवश्यकとなります。

6 法定相続人全員の印鑑登録証明書 遺産分割協議時点のもの

7 相続人(承継人)の印鑑登録証明書

発行後6ヶ月以内

遺産分割協議時点から住所が変わっている場合は、前住所が確認できる住民票または戸籍の附票が必要です。

！ 注意事項

- 必要書類はすべて原本をご提出ください。
- 上記必要書類以外に別途お手続き書類が必要なケースがあります。
詳細は **23 ページ** および **24 ページ** をご確認ください。

6-4. 家庭裁判所の調停または審判書がある場合

必要書類

1 請求書類

相続手続きには、次のいずれかの請求書が必要です。
被相続人の亡くなられた日、相続手続き後相続人が株式を所有し続けるか、相続手続き後売却希望かによって、記入書類が異なります。

<p>(1) 2009年(平成21年) 1月4日以前※1に 亡くなられた場合</p>	<ol style="list-style-type: none">1 必須 「一般承継(相続)による特別口座開設および振替請求書(失念救済請求書)」2 必須 「株主票」3 「口座振替申請書」※ 相続手続きと同時に証券会社の口座へ株式の振替をご希望の場合にご提出ください。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。4 「単元未満株式買取請求書・取次依頼書」※ 単元未満株式の売却をご希望の場合は併せてご提出ください。 <p>※当社が特別口座を管理していない場合は、同時にお手続きできません。 別途、特別口座口座管理機関でのお手続きとなりますので、ご注意ください。</p>
<p>(2) 2009年(平成21年) 1月5日以降※2に 亡くなられた場合</p>	<p>下記の1・2のどちらかが必須になります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「一般承継(相続)による口座振替申請書」 相続人名義の証券会社口座へ株式を振替えます。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。2 「相続による単元未満株式買取請求書・取次依頼書」 相続手続きと同時に単元未満株式の売却を希望の場合ご提出ください。

※1 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日の前日となります。

※2 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日となります。

<p>(3) 未上場会社の場合</p>	<ol style="list-style-type: none">株券発行会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票」株券廃止会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票(株券廃止会社用)」
-------------------------	--

2 株券

未上場会社で株券が発行されている場合は、ご提出ください。
なお、株券返送料金相当分の切手の同封をお願いします。

調停調書

3 または 審判書

- 調停による場合は、「調停調書謄本」をご提出ください。
- 審判による場合は、「審判書謄本」および「確定証明書」をご提出ください。

ご注意 調停調書または審判書にて、未受領配当金等の受領者が特定できない場合は、別途「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」を作成のうえ、受領者をご指定いただく必要があります。
ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

4 配当金 書類

お手元に「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」をお持ちの場合は、表面に受領される方の実印をご捺印のうえ、裏面に受取方法をご記入いただき、併せてご提出ください。

※「共同相続人同意書(未受領配当金等専用)」にて未受領配当金等を代表で受領される方および受取方法のご指定をいただく場合は、「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」へのご捺印および受取方法のご記入は不要です。

5 相続人の印鑑登録証明書 (発行後6ヶ月以内)

！ 注意事項

- 必要書類はすべて原本をご提出ください。
- 上記必要書類以外に別途お手続き書類が必要なケースがあります。
詳細は [23ページ](#) および [24ページ](#) をご確認ください。

6-5. 法定相続人が1名の場合

必要書類

1 請求書類

相続手続きには、次のいずれかの請求書が必要です。
被相続人の亡くなられた日、相続手続き後相続人が株式を所有し続けるか、相続手続き後売却希望かによって、記入書類が異なります。

(1) 2009年(平成21年) 1月4日以前※1に 亡くなられた場合	<ol style="list-style-type: none">1 必須 「一般承継(相続)による特別口座開設および振替請求書(失念救済請求書)」2 必須 「株主票」3 「口座振替申請書」※ 相続手続きと同時に証券会社の口座へ株式の振替をご希望の場合にご提出ください。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。4 「単元未滿株式買取請求書・取次依頼書」※ 単元未滿株式の売却をご希望の場合は併せてご提出ください。 <p>※当社が特別口座を管理していない場合は、同時にお手続きできません。 別途、特別口座口座管理機関でのお手続きとなりますので、ご注意ください。</p>
(2) 2009年(平成21年) 1月5日以降※2に 亡くなられた場合	<p>下記の1・2のどちらかが必須になります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「一般承継(相続)による口座振替申請書」 相続人名義の証券会社口座へ株式を振替えます。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。2 「相続による単元未滿株式買取請求書・取次依頼書」 相続手続きと同時に単元未滿株式の売却を希望の場合ご提出ください。

※1 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日の前日となります。

※2 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日となります。

(3) 未上場会社の場合	<ol style="list-style-type: none">株券発行会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票」株券廃止会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票(株券廃止会社用)」
-----------------	--

2 株券

未上場会社で株券が発行されている場合は、ご提出ください。
なお、株券返送料金相当分の切手の同封をお願いします。

共同相続 人同意書

当社所定の書式

法定相続人が1名の場合でも、ご記入、ご捺印いただきご提出ください。

4 配当金 書類

お手元に「配当金領収証」「配当金送金依頼書」をお持ちの場合は、「共同相続人同意書」と併せてご提出ください。

5 戸籍 謄本等

次のいずれかをご提出ください。

(1) 戸籍謄本等	<ul style="list-style-type: none">● 亡くなられた方(被相続人)の戸籍謄本(16歳～死亡までの連続したもの)● 法定相続人の戸籍謄本(※以下の場合は不要です) 被相続人の同一戸籍にいる方、被相続人の戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方
(2) 法定相続情報 一覧図の写し	戸籍謄本に代わりご利用いただけます。詳細は 3 ページ をご確認ください。 ※「法定相続情報一覧図」の内容に変更が生じた場合、(法定相続人のうちのどなたかが亡くなった場合など)は変更内容が確認できる戸籍謄本等の提出が आवश्यकとなります。

6 法定相続人の印鑑登録証明書 発行後6ヶ月以内

！ 注意事項

- 必要書類はすべて原本をご提出ください。
- 上記必要書類以外に別途お手続き書類が必要なケースがあります。
詳細は **23ページ** および **24ページ** をご確認ください。

6-6. 法定相続人が2名以上の場合(共同相続人同意書)

必要書類

1 請求書類

相続手続きには、次のいずれかの請求書が必要です。
被相続人の亡くなられた日、相続手続き後相続人が株式を所有し続けるか、相続手続き後売却希望かによって、記入書類が異なります。

(1) 2009年(平成21年) 1月4日以前※1に 亡くなられた場合	<ol style="list-style-type: none">1 必須 「一般承継(相続)による特別口座開設および振替請求書(失念救済請求書)」2 必須 「株主票」3 「口座振替申請書」※ 相続手続きと同時に証券会社の口座へ株式の振替をご希望の場合にご提出ください。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。4 「単元未満株式買取請求書・取次依頼書」※ 単元未満株式の売却をご希望の場合は併せてご提出ください。 <p>※当社が特別口座を管理していない場合は、同時にお手続きできません。 別途、特別口座口座管理機関でのお手続きとなりますので、ご注意ください。</p>
(2) 2009年(平成21年) 1月5日以降※2に 亡くなられた場合	<p>下記の1・2のどちらかが必須になります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「一般承継(相続)による口座振替申請書」 相続人名義の証券会社口座へ株式を振替えます。なお、単元株式の売却をご希望の場合は、口座振替後に証券会社にてお手続きください。2 「相続による単元未満株式買取請求書・取次依頼書」 相続手続きと同時に単元未満株式の売却を希望の場合ご提出ください。

※1 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日の前日となります。

※2 2009年1月5日以降に上場した会社の株式についての相続手続きの場合は、上場日となります。

(3) 未上場会社の場合	<ol style="list-style-type: none">株券発行会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票」株券廃止会社の場合 必須 「株式名義書換請求書兼株主票(株券廃止会社用)」
-----------------	--

2 株券

未上場会社で株券が発行されている場合は、ご提出ください。
なお、株券返送料金相当分の切手の同封をお願いします。

3 共同相続人同意書 (当社所定の書式)

お手元に「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」をお持ちの場合は、表面に受領される方の実印をご捺印のうえ、裏面に受取方法をご記入いただき、併せてご提出ください。

※「共同相続人同意書」にて未受領配当金等を代表で受領される方および受取方法のご指定をいただく場合は、「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」への捺印および受取方法のご記入は不要です。

4 配当金書類

5 戸籍謄本等

次のいずれかをご提出ください。

(1) 戸籍謄本等	<ul style="list-style-type: none">● 亡くなられた方(被相続人)の戸籍謄本(16歳～死亡までの連続したもの)● 法定相続人の戸籍謄本(※以下の場合は不要です) 被相続人の同一戸籍にいる方、被相続人の戸籍から結婚等で除籍されたが現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方
(2) 法定相続情報一覧図の写し	戸籍謄本に代わりご利用いただけます。詳細は 3 ページ をご確認ください。 ※「法定相続情報一覧図」の内容に変更が生じた場合、(法定相続人のうちのどなたかが亡くなった場合など)は変更内容が確認できる戸籍謄本等の提出が आवश्यकとなります。

6 法定相続人全員の印鑑登録証明書 (発行後6ヶ月以内)

！ 注意事項

- 必要書類はすべて原本をご提出ください。
- 上記必要書類以外に別途お手続き書類が必要なケースがあります。
詳細は **23ページ** および **24ページ** をご確認ください。

6-7. 別途お手続き書類が必要なケース

(1) 法定相続人の中に未成年者がいる場合

被相続人の配偶者とその未成年の子が法定相続人となる場合、相続協議では親子の間で利益が反する行為（利益相反行為）に該当します。この場合、配偶者は家庭裁判所に子の特別代理人の選任の申し立てを行う必要があります。

提出書類

- ・特別代理人選任審判謄本
- ・特別代理人の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）

●共同相続人同意書の4共同相続人欄の記入例

特別代理人の住所	
住所	〒 XXXX-XXXX 東京都千代田区丸の内1-4-1
氏名	(フリガナ) ダイコウ タロウ スギナミ ハナコ 代行 太郎 特別代理人 杉並 花子
実印	特別代理人の実印

未成年者の氏名 特別代理人の氏名

(2) 法定相続人の中に成年後見制度による手続きを必要とする方がいる場合

法定相続人の中に判断能力が不十分な状態にあり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方等がいる場合、家庭裁判所に法定後見開始の審判・成年後見人等の選任の申し立てを行う必要があります。

提出書類 成年後見人が選任された場合

- ・登記事項証明書（または審判書の抄本（理由部分のみを省略したもの）および確定証明書）
- ・成年後見人の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）

●共同相続人同意書の4共同相続人欄の記入例

成年後見人の住所	
住所	〒 XXXX-XXXX 東京都千代田区丸の内1-4-1
氏名	(フリガナ) ダイコウ タロウ スギナミ ハナコ 代行 太郎 成年後見人 杉並 花子
実印	成年後見人の実印

成年被後見人の氏名 成年後見人の氏名

※保佐人は、同意の意思確認が必要なため、本人とともにご署名ください。保佐人、補助人が代理人となる場合は、代理権付与の審判書および確定証明書および印鑑登録証明書（発行6ヶ月以内のもの）が必要です。

(3) 法定相続人の中に海外居住者がいる場合

法定相続人の中に海外居住のため印鑑登録証明書の提出ができない方がいる場合、居住地の在外公館が発行した在留証明書および拇印証明書、またはサイン証明書等が必要となります。

提出書類

- ・居住地の在外公館が発行した在留証明書および拇印証明書、サイン証明書等
- なお、共同相続人同意書には、海外居住者の住所・氏名のご記入および実印の代わりに拇印またはサインが必要となります。

(4) 法定相続人の中に行方不明者がいる場合

法定相続人の中に行方不明者がおり、相続協議を進めることができない場合、家庭裁判所に行方不明者の財産管理人の選任の申し立てを行う必要があります。

提出書類

- ・不在者財産管理人選任審判書謄本
- ・不在者財産管理人の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）

●共同相続人同意書の4共同相続人欄の記入例

不在者財産管理人の住所	
住所	〒 XXXX-XXXX 東京都千代田区丸の内1-4-1
氏名	(フリガナ) ダイコウ タロウ スギナミ ハナコ 代行 太郎 不在者財産管理人 杉並 花子
実印	財産管理人の実印

不在者（行方不明者）の氏名 不在者財産管理人の氏名

(5) 法定相続人の中に相続放棄された方がいる場合

法定相続人の中に被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄を選択した方がいる場合、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所にその旨申し立てを行う必要があります。

申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に行わなければならないと定められています。

詳細につきましては、裁判所ホームページをご参照ください。

提出書類 既に相続放棄の申し立てが受理されている場合

- ・相続放棄申述受理証明書

共同相続人同意書には、相続放棄をされた方のご署名・ご捺印は不要となります。

(6) 委任に基づく代理人が手続きをする場合

遺言執行者、遺産整理受任者、相続人代理人等が手続きをする場合は、以下をご参照ください。

提出書類

- ・委任状等
- ・代理人の印鑑登録証明書（発行後6か月以内）

●共同相続人同意書の4共同相続人欄の記入例

遺言執行者等の代理人の住所	
住所	〒 XXXX-XXXX 東京都千代田区丸の内1-4-1
氏名	(フリガナ) ダイコウ イチロウ スギナミ ハナコ 代行 一郎 遺言執行者 杉並 花子
実印	代理人の実印

被相続人の氏名 遺言執行者等の代理人の氏名

7. よくあるご質問

Q1 証券会社で相続手続きが完了していますが、何か手続きする必要はありますか？

当社で開設されている特別口座で所有する上場会社または未上場会社の株式等、未受領配当金がある場合、当社でのお手続きが必要となります。
ご不明の場合は、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

Q2 三井住友信託銀行の本支店で手続きすることはできますか？

当社本支店での受付は、証券代行部への取次のみとなります。手続き内容に関する審査や書類の記載内容のチェック等は行っておりません。書類のお預かり後、不足書類等がある場合は、当社証券代行部相続手続き担当者から別途ご連絡いたします。
なお、当社本支店で書類の取次をする場合、窓口の混雑状況等により受付にお時間がかかります。あらかじめご了承ください。
※コンサルティングオフィス、コンサルプラザでは書類の取次を含め、お取扱いを行っておりません。

Q3 「戸籍謄本」「法定相続情報一覧図の写し」「印鑑登録証明書」等公的書類の原本を返却いただくことはできますか？

事前にお申出いただければ可能です。本ご案内に同封の「戸籍謄本等の返却について」に返送先をご記入のうえ、必要書類と併せてご提出ください。

Q4 郵送または店頭にて、相続手続きを代理人（弁護士、税理士、司法書士、行政書士等）が行う場合、どのような書類が必要ですか？

委任状および代理人の本人確認書類として印鑑登録証明書を併せてご提出ください。

Q5 未受領配当金のみ相続手続きもできますか？

手続き可能です。
ただし、「遺言書」「遺産分割協議書」「調停調書または審判書」によるお手続きの場合、未受領配当金に関する記載があることを必ずご確認ください。「遺言書」「遺産分割協議書」「調停調書または審判書」にて、未受領配当金等の受領者（相続人）が特定できない場合、別途、「共同相続人同意書（未受領配当金等専用）」のご提出が必要となります。ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

Q6 相続手続き完了後に被相続人名義の「配当金領収証」が郵送されてきたのはなぜですか？

配当金は、基準日現在の株主名簿に記載された株主に支払われます。このため、株式等の相続手続きの時期によっては、相続人（新名義人）へ名義変更が完了していても、配当金が被相続人（亡くなられた方）あてに郵送されることがあります（[8 ページ](#) もご確認ください。）。ご不明な点がございましたら、当社証券代行部フリーダイヤルへお問い合わせください。

Q7 相続手続き完了後に被相続人名義の「ゆうちょ銀行振替払出証書」が郵送されてきたのはなぜですか？

配当金は、基準日現在の株主名簿に記載された株主に支払われます。このため、株式等の相続手続きの時期によっては、相続人（新名義人）へ名義変更が完了していても、配当金が被相続人（亡くなられた方）あてに郵送されることがあります。
お手元に「ゆうちょ銀行振替払出証書」がございましたら、一度、お近くのゆうちょ銀行または郵便局へお受取方法等についてお問い合わせください。
当社でのお手続きをご希望の場合は、相続書類一式と併せてご提出ください。なお、ゆうちょ銀行から資金回収後の支払い手続きとなるため、支払いまで数ヶ月程度を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

Q8 手元に被相続人名義の「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」があるがどうしたらいいですか？

「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」の表面に受領される方の実印をご捺印のうえ、裏面に受取方法をご記入いただき相続書類一式と併せてご提出ください。
※「共同相続人同意書」にて未受領配当金等を代表で受領される方および受取方法をご指定いただく場合は、「配当金領収証」または「配当金送金依頼書」等へのご捺印および受取方法のご記入は不要です。

Q9 「相続手続きのご案内」の中で、手元にある配当書類を相続手続き書類と一緒に提出するように記載があり提出したが、配当金支払い手続きがされず配当書類が返送されてきたのは、なぜですか？

配当金の支払いは、「株主名簿管理人」が行う業務であり、当社が株主名簿管理人ではない場合は制度上お手続きができません。恐れ入りますが、株主名簿管理人へお問い合わせのうえ、お手続きください。

Q10 上場会社の単元未満株式買取請求の価格決定日はいつになりますか？

相続手続きと同時の単元未満株式買取請求の場合、相続手続きが完了した日が効力発生日（価格決定日）となります。その他単元未満株式買取請求に関する事項は、「相続による単元未満株式買取請求書・取次依頼書のご案内」をご確認ください。

株主様からの『よくあるご質問 (FAQ) サイト』もございますので、ご利用ください。

URL https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal



お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部
0120-782-031

受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)